

# 医薬品の安定供給に係る取り組みについて

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、主治医にご相談ください。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬を選択でき、患者さんに必要なお薬を提供しやすくなります。

院長